

令和4年 第8回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年8月8日					
3. 開催通知の期日	令和4年8月8日					
4. 招集期日	令和4年8月30日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	3	湯本智明	出	14	齊藤蝶次郎	出
	4	山本武彦	欠	15	佐藤次雄	出
	5	山口 剛	出	16	白鳥金次	出
	6	望月美知子	出	17	湯本貴文	出
	7	福井敏彦	出	18	上原 仁	出
	8	渡辺輝子	出	19	山本善孝	出
	9	湯本 浩	出			
	10	藤浦忠広	欠			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

1 1. 報告事項

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

1 2. 提出議案

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号 農用地利用集積計画の承認について

1 3. その他

## 農地流動化補助金について

### <開会>

会長代理 皆様、ご苦労さまです。  
それでは、ただいまより令和4年第8回山ノ内町農業委員会定例総会を開催いたします。  
初めに、欠席の連絡をいただいている方ですが、4番の山本委員、10番の藤浦委員より欠席という連絡をいただいております。  
それでは、招集者挨拶、山本会長、よろしく願いいたします。

### <招集者挨拶>

会 長 こんにちは。盆も過ぎて大分涼しくなりまして、また、農作物のほうもぼちぼち果樹関係が始まりまして、大分忙しくなってくる時期だと思えます。  
また、当委員会におきましても農地パトロールということで、8月の盆過ぎから農地パトロールに回っていただける方は活動で回っていただいておりますけれども、また9月いっぱいまで利用していただきまして、お忙しい中をまたパトロールのほどをよろしく願いいたします。  
また、今月19日に北信州農村女性のつどいということで中野市でありましたが、参加させていただいた方は大変ご苦労さまです。  
あとは、これから忙しくなる中、皆さんも体に気をつけていただきまして、農作業のほうを頑張っていたきたいと思えます。  
今日は、お忙しい中、誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。  
それでは、議事の進行を山本会長、よろしく願いいたします。

### <議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任について、今日は  
2番 湯本久万 委員  
3番 湯本智明 委員  
よろしく願いいたします。

### <議事>

議 長 それでは、5番の議事に入りたいと思えます。  
(1) 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料のほうは1ページをお願いします。報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、今月2件です。  
1件目ですが、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇ほか1筆、現況地目は畑で面積が1,980平米。あっせんの希望はありません。  
2件目ですが、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇ほか9筆、現況地目は畑で、面積は4,241平米。あっせんの希望ありということで、資料12ページをお願いします。〇〇〇にあります8筆となります。現地は草刈りはしており、耕作はできる状態ということです。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。  
この件につきまして何か質問がありましたらお願いいたします。(なし)  
ないようでしたら次に進みます。(2) 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料2ページをお願いします。議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月2件です。

1件目ですが、申請人、貸人は、〇の〇〇〇〇、所有面積5,021平米、耕作面積1万1,101平米、家族総数3、稼働人員が2です。借人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有、耕作面積ともにゼロ、家族総数3、稼働人員が2です。申請地は、大字佐野字〇〇〇〇〇、地目は田で、面積が1,278平米となります。契約内容は使用貸借です。理由ですけれども、貸人につきましては労力不足のため、借人につきましては新規就農で水稻の作付となります。位置図を13ページ、公図を14ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東南の方角に向かいまして、県道〇〇〇〇〇の佐野方面道沿いにある農地となっております。

2件目ですが、申請人、渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万1,941平米、耕作面積7,120平米、家族総数1、稼働人員がゼロです。受人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数3、稼働人員は2です。申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、地目は畑で、面積が507平米となります。契約内容は売買で、価格は45万7,828円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、住宅新築予定地の隣接する農地を取得し、野菜の作付を行うということです。新規就農ということですので、1件目の使用貸借する農地と合わせて耕作面積が10アール以上となりますので、許可案件であるというふうに考えております。位置図を15ページ、公図を16ページに載せておりますが、場所につきましては、役場から約100メートルほど上条方面へ向かったところの農地となっております。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
この案件について補足説明ですけれども、私が説明させていただきます。  
〇〇〇〇さんは、〇〇さんの父親になるわけですけれども、現在、〇〇さんは〇〇に住んでいまして、将来的に2番の案件のほうの土地へ住宅を建てる予定ではいませぬ。今、事務局のほうから説明がありましたとおり、畑が面積的に少々足りない面もありまして、父親の作付しておる水田を借り受けて農地を満たすという関係だと思いません。それで、本人も水田のほうを父親と一緒に教えていただきながら頑張るということです。以上です。

何かご質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、2番の補足説明を湯本智明委員、お願いいたします。

湯本智明委員 〇〇さんは、実家がこちらにあるのですけれども、農業のほうをほとんどやっつけられませぬので、土地なのですけれども、今は何も耕作されていぬ土地でありま

す。それを〇〇さんが購入ということで土地を買いまして、畑を作られるということで、逆に荒れるのを防止で畑ができますと思いますので、問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

(3) 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは農地転用の案件ですが、今月4件あります。

まず、1件目、所在地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は156平米、農地区分は3種農地でございます、申請事由は個人用住宅の建築です。建築棟数は1棟で面積は107.65平米、申請人は、渡人は〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細は、両親と同居するために十分な広さがある住宅の建築ということでございます。

続いて、2件目の案件、農地の所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は501平米、農地区分は2種農地でございます。申請事由は、土地利用として資材置場として活用します。申請人は、渡人、〇〇〇〇在住の〇〇〇〇、受人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細は、まきストーブ用のまき置場兼まき割り作業場として土地を購入し、活用するというものです。申し訳ありません、1番の案件の位置図です。すみません、ちょっと戻ってしまうのですが、資料17ページをお願いします。1件目の案件ですが、〇〇〇〇〇〇の屋内ゲートボール場に隣接した農地でございます。その他資料が18ページに公図の写し、19ページに登記簿謄本、20ページに住宅の平面図、21ページに住宅の立面図をつけております。

また、2件目の案件に戻りまして、2件目、まきストーブの案件ですが、こちらは場所が資料22ページをお願いします。こちらは国道403号線、〇〇〇へ向かう途中、西に約300メートル向かう〇〇様が今住まれている住宅に面した農地でございます。公図を23ページ、登記簿謄本を24ページ、また、まき置場の土地利用計画図を25ページにつけております。

すみません、資料3ページに戻っていただいて、続いて、3件目の案件にまいります。農地の所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇の2筆、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は169平米と170平米、計339平米、農地区分は3種農地でございます、申請の事由は、墓地敷地として整備というものでございます。墓地の棟数は30棟、面積は339平米を予定しています。申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細ですが、既存の墓地に対し需要が増えているため、墓地を拡張するというものでございます。場所ですが、資料26ページをお願いします。〇〇〇の場所は、〇〇〇〇から南の方向に約300メートル進んだ場所にございまして、〇〇〇と隣接する農地でございます。公図は27ページにつけております。登記簿謄本は28ページ、29ページ、30ページにつけております。〇〇〇様の墓地の完成予想図ですが、こちらは31ページにつけております。

続いて、4件目の案件ですが、所在地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は270平米、農地区分は3種農地でございます。申請の事由ですが、個人用住宅の建築ということで、1棟の建築で、住宅面積が53.76

平米、申請人、渡人は〇〇〇在住の〇〇〇〇、受人が〇〇〇在住の〇〇〇〇、契約内容は売買です。事由の詳細ですが、受人の出身地である山ノ内町内に転居するため住宅を建築するというものがございます。位置図ですが、資料32ページをお願いします。場所が〇〇〇〇〇〇から県道湯田中停車場線沿いに110メートルほど進んだ農地でございます。先ほど農地法第3条の2番目の案件でありました農地と隣接するところでございます。次の資料、公図の写しが33ページ、登記簿謄本が34ページ、住宅の平面図が35ページ、35ページは1階部分の平面図、2階部分の平面図が36ページ、住宅の立面図が37ページとなっております。  
農地法第5条の規定による許可申請については以上となります。

議 長 ありがとうございます。  
この件の補足説明を、1番の案件を佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 今ご説明あったとおり、屋内ゲートボール場と住宅とに挟まれた農地というか空き地です。3種農地でもありますので、問題ないかと思っておりますのでお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
2番の案件について、下田委員、補足説明をお願いいたします。

下田委員 〇〇〇〇さんは、ご夫婦で土地と農園を購入して、そこに新築を作りました。ご主人が急に亡くなられてしましまして、数年一人で頑張って暮らしてきたのですけれども、親戚が〇〇〇へ戻ってしまったということで、その後、若夫婦が借り受けるということで、1年ほど住んでいたのですけれども、やはり戻ってしまった状況でした。〇〇さんは、志賀で住み込みの管理人をやっていたのですけれども、6月29日までの契約ということで、不動産屋を介して、この物件を購入したという経緯であります。私がお伺いしたときはまだ1か月ちょっとだったということで、状況を聞いたところ、農業の経験はないということと、引っ越してきたばかりということで、様子を見ながらいろいろ考えたいということでありました。取りあえず今、前任者が使っていたまきストーブの餅を焼くまき割り作業所の用事が増える今、まきストーブ用ということで使いたいということで申請がありました。特に問題があるようなことはありませんでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
3番の案件について、齊藤委員、お願いします。

齊藤委員 本来なら藤浦委員なのですが、今日はちょっと所用で私に依頼されたもので、私から申し上げます。  
この〇〇〇は〇〇にあるわけですが、既存の墓地がもういっぱいになっていまして、次に、周りの檀家さんもおられるということですので、墓地を増やしたいということで、〇〇さんの土地を譲っていただいて墓地をつくるということですので、墓地ですから問題ないと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
4番の案件について、湯本智明委員、お願いいたします。

湯本智明委員 2ページの隣接する土地でありますけれども、もう周りに住宅も建っていますので、別に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
(4) 議案第22号 農用地利用集積計画の承認について、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、資料7ページをお願いします。議案第22号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が2件、利用権設定の新規が2件、再設定が6件の計10件です。

まず、売買のほうから申し上げます。1件目ですが、所有権の移転を受ける者、○○○○○○○○、移転する者、○○○○の○○○○、移転する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○、現況地目が畑で2、208平米です。利用目的はリンゴとなっております。所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和4年9月20日、対価につきましては66万8,000円となっております。

2件目ですが、所有権の移転を受ける者、○○○の○○○、移転する者、○○○○○  
○○○○○、移転する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-○○、同じく字○○○○○○○、  
ほか2筆、現況地目が畑で4筆合計で4,962平米です。利用目的はリンゴ、ブドウの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和4年9月15日、対価につきましては4筆合計で100万8,400円となります。

続いて、9ページをお願いします。

次に、利用権となりますが、1件目につきまして、設定を受ける者が○○○の○○○○○、  
設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○○-○、畑で2、  
535平米のうち1,267平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、全体で1万2,000円の再設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○  
○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-○、畑で1,776平米のうち1、  
260平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は、全体で3万円の再設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○  
○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-○、畑で1,422平米です。利用権  
の種類は賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で2  
万5,000円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○  
○、設定する農地、大字佐野字○○○○○○○、畑で1,730平米です。利用権の種  
類は賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当  
たり1万円の再設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が○○○○○の○○○○○、設定する者が○○○○○の  
○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-○、畑で1,478平米です。  
利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は、

全体で2万4,000円の新規設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で2,535平米のうち1,268平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、全体で1万2,000円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で1,263平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万5,000円の新規設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で1,556平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万円の再設定となります。

以上10件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、所有権移転のほうの1番の案件の補足説明を齊藤委員、お願ひいたします。

齊藤委員 〇〇さんは、〇〇に住んでいましたが、夫のほうにうちを造られまして、今はこちらにはほとんど、実家に掃除に来る程度で、農業に全然タッチしていない状況です。そして、公社ということですが、前から借りていた方がそれを引き受けるという話を伺っておりますので、問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。  
2番の案件について、湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本貴文委員 移転を受ける〇〇〇さんですが、以前は勤め人をやって、サラリーマンをやっていたのですが、うちの中に入られまして農業をやられるということで、面積を増やすということで、たまたま近所でこの畑を手放す方がいらっしやって、公社の仲介を介して売買ということになりました。問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。  
それでは、利用権設定のほうの1番の案件について、湯本浩委員、お願ひいたします。

湯本浩委員 〇〇〇〇さんにつきましては、労働力不足ということで規模縮小ということですが、〇〇〇〇さんは、しっかり耕作されています。再設定ということでもありますので、問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

2番、3番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 2番、3番ともに設定を受ける〇〇〇〇さんは、認定農業者でもありますし、まだ若く、意欲的に毎日よく動いていらっしゃると思います。設定するほうの〇〇さん、〇〇さんは、ともにちょっと自分たちではできないという、労働力不足ということで、また、再設定でもありますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

3番のほうも同じ理由になります。〇〇さんのほうも労働力不足ということになります。再設定ということでもありますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、2番の案件について採決をとります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

3番について採決をいたします。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

4番の案件について、私が補足説明をいたします。

〇〇〇〇〇さんですけれども、ご主人を亡くしてから畑のほうができないということで、また、今は高齢ということで作付ができないということで、もう何年も前から〇〇〇〇さんが借り受けてリンゴの栽培をしております。再設定でもありますので、管理のほうも徹底されておりますのでよろしくをお願いいたします。

この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

5番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんは、プラムとキノコをやられているのですが、息子さんがブドウを始めうちに入りたいということで、初めからは難しいということで、お父さんがブドウをやっていることでお借りするというので。〇〇さんは、以前貸していた人が急にここで返されたので、借人を探していたということで〇〇さんに借りていただくということになりました。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

6番の案件について、湯本智明委員、お願いいたします。

湯本智明委員 この畑ですけれども、1番の畑を〇〇〇〇さんと半分に分けている畑であります。両名とも適正に管理されておりますので問題ないと思いますので、また、再設定でもありますのでよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

7番の案件について、山口委員、お願いいたします。



山口委員 ○○さんが所有する畑は○○にあります。古くから○○さんは勤め人でありましたので、○○のとあるお宅に貸していたのですが、○○さんは、娘さんが結婚されたのでちょっと名前が違うわけですが、その古い方から引き継ぐ形で、この春から新たに借りたという形になっております。○○さんは大変熱心にやっていますので、引き継いだ後もいい畑になっております。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。  
8番の案件について、私が補足説明をいたします。  
先ほど○○さんの話が出ましたが、○○さんはやっぱり高齢ということで作業ができないということで、こちらのほうも数年前から○○○○さんが作付しているわけですが、数年前に後継者も就農いたしまして、管理のほうも徹底されておりますので、また再設定ですのでよろしく願いいたします。  
この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。  
本日の議題はこれで終了です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

会長代理 山本会長、進行ありがとうございました。  
それでは、6のその他ということで、事務局より説明をよろしく願いいたします。

<その他> 農地流動化補助金について

会長代理 以上をもちまして第8回山ノ内町農業委員会定例総会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。

閉会 午後 4時42分